

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 12 月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700334号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700220号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年12月29日から昭和62年1月1日に訂正し、昭和61年12月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

昭和61年12月29日から昭和62年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和61年12月29日から昭和62年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年2月1日から同年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

昭和62年1月1日から同年2月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和62年1月1日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年12月29日から昭和62年1月1日まで
② 昭和62年1月1日から同年2月1日まで

勤務していたA社から新設されたB社に転籍する際の厚生年金保険の記録がない。請求期間当時の給料支払明細書を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社における複数の同僚及び請求者が同社から転籍したC社の事業主の陳述並びに請求者から提出された給料支払明細書から判断すると、請求者は、請求期間①においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、請求者から提出された当該期間に係る給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和61年12月29日から昭和62年1月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述により、請求者がB社に昭和62年1月1日から継続して勤務していたことが認められ、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者から提出された当該期間に係る給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和62年1月1日から同年2月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和62年1月において、B社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているながら、事業主から健康保険厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和62年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700464号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700221号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年10月23日から平成12年3月1日まで

私は平成11年10月23日からA社にフルタイムのインフォメーションパートタイマーとして勤務していたが、厚生年金保険の資格取得年月日が平成12年3月1日となっている。請求期間における勤務を確認できる給与明細書、源泉徴収票を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びA社に係る平成11年分給与所得の源泉徴収票に記載された就職年月日により、請求者が請求期間に同社に勤務し、事業主により給与が支払われていたことが認められる。

一方、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かは不明であるが、社会保険料の控除方法は翌月控除であった旨回答しているところ、平成11年11月分から平成12年3月分までの給与明細書から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額からA社における厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700507号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700222号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(後に、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成5年6月29日から同年7月6日まで
②平成7年6月21日から同年7月20日まで
③平成9年6月28日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうちの請求期間①、B社に勤務した期間のうちの請求期間②及びC社に勤務した期間のうちの請求期間③に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間①、請求期間②及び請求期間③の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間①、請求期間②及び請求期間③を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者資格取得年月日は、平成5年7月6日となっており、オンライン記録により確認できる請求者の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致していることが確認できる。

また、A社から提出された「人事記録パック」によると、請求者の入社が平成5年7月6日となっており、厚生年金保険のオンライン記録の資格取得年月日と一致していることが確認できる。

さらに、A社から提出された請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、同社における請求者の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が平成5年7月6日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会（回答）」によると、D厚生年金基金における請求者のA社に係る資格取得年月日は平成5年7月6日となっており、厚生年金保険のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社の担当者は、請求者の請求期間①に係る給与は支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない旨陳述している。

さらに、オンライン記録により、A社において平成4年及び平成5年に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、請求期間①に同社において被保険者であった従業員5人に請求者の請求期間①に係る勤務実態について照会したものの、請求者が当該期間に勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

請求期間②について、B社に係る適用事業所名簿及びオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成7年7月1日であるところ、同社が法人となったのは、平成5年6月4日であり、請求期間②当時、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが確認できる。

しかしながら、B社の請求期間②当時の事業主は、請求者の請求期間②に係る勤務実態について不明である旨陳述している。

また、請求者のB社に係る年間個人別台帳より、同社は厚生年金保険料の控除方法が翌月控除であったことがうかがえるところ、請求期間②のうち平成7年6月21日から同年6月30日までの期間に係る給与を支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが認められる。

請求期間③について、C社に係る商業登記簿謄本により、請求者は、平成9年3月31日に同社の代表取締役を解任された後、同年5月21日に同社の取締役を解任されている上、オンライン記録により、C社において平成8年及び平成9年に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、請求期間③に同社において被保険者であった従業員4人に請求者の請求期間③に係る勤務実態について照会したものの、請求者が当該期間に勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、請求者のC社に係る賃金台帳より、同社は厚生年金保険料の控除方法が翌月控除であったことがうかがえるところ、請求期間③に係る厚生年金保険料が控除されていないことが認められる。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。